

出土文字資料から探る 古代の新潟

2024.2.25 相澤 央

はじめに

★出土文字資料の種類

木簡…文字・記号・絵などが書かれた木の札

墨書土器…文字・記号・絵などが書かれた土器

漆紙文書…漆がしみ込んだために遺存した紙の文書

ほかに、ヘラ書き土器、刻書土器、文字瓦、銅印など



さまざまな木簡

長岡市教委『長岡の木簡』図録より

墨書土器 (新潟県長岡市八幡林遺跡出土)



和島村教委『国指定史跡八幡林官衙遺跡』パンフレットより

★出土文字資料の特徴①

《日常性》

出土文字資料の多くは、役所の日常的な仕事で使われていたものや、人々の日常生活で使われていたものが、不要になって廃棄されたもの

= 役所の日常的な仕事や、人々の日々の生活の様子など、日常の実態がうかがえる歴史資料

⇔ 意図的に選択され残された文献史料

★出土文字資料の特徴②

《地域的普遍性》

出土文字資料は、文字が使用（書く・読む・見る）された場所から出土する。古代には、文書による支配が全国的に行われており、また末端にまで及んでいた（人々の識字率が高かったわけではない）。

= 全国各地、どこの遺跡からでも出土する可能性があり、各地における支配や人々の生活の様子を示す歴史資料

⇔ 中央に偏る文献史料

★出土文字資料の特徴③

《文字情報の限定性》

木簡や墨書土器などは文字を書くスペースが限られており、また、長い間土中に埋まっていたため遺存状態が悪い場合が多い。

= 書かれた文字情報は断片的なもの

→ 関連資料を駆使して推測も交えながら考察する。

★茶院A遺跡（西蒲区）出土の「宅」墨書土器

「宅」…豪族の居宅の意。豪族の居宅は農業経営の拠点施設としての機能も果たしていた。

(吉田孝『律令国家と古代の社会』)

→古代の茶院A遺跡の地には、地方豪族の居宅があり、農業経営の拠点施設としての機能も果たしていたと考えられる。

※以上のようなことは、文献史料にはまったく書かれていないこと。出土文字資料によってはじめて明らかにされたこと。



茶院A遺跡 (西蒲区) 出土の「宅」墨書土器

※出土文字資料は地域の古代史を考察するうえで欠かせない重要な歴史資料。

※これまでの文献史料と出土文字資料を組み合わせ、て検討することによって、地域の古代史をより詳細に復元することができる。

★本日の話の内容

出土文字資料によって明らかになってきた古代の新潟の様子を、時代を追ってみていく。

1. 淳足柵では何をしていたのか？

★淳足柵（ぬたりのき）とは？

647（大化3）設置の最古の城柵。遺跡は不明だが、翌年設置の磐舟柵や658（斉明4）初見の都岐沙羅柵とともに、日本海側の蝦夷（えみし）統治のための拠点であった。（中略）1990（平成2）新潟県長岡市八幡林遺跡から「沼垂城」とある木簡が出土した。

★城柵とは？

（東北・北陸の城柵は）7世紀中ごろの淳足柵から9世紀初頭の志波城・徳丹城などまで、中央政権が蝦夷の動静を把握し、軍事的な圧力をかけることを目的として設置したもの。官人を派遣し、柵戸（さくこ）などの移民を導入、平時に官衙としての機能を果たしたものが多。

（どちらも『新版角川日本史辞典』より）

○『日本書紀』大化三（六四七）年是歳条

淳足柵を造り、柵戸を置く。老人ら、相謂りて曰く、「数年鼠の東に向きて行けるは、これ、柵を造る兆しか」という。

○長岡市八幡林遺跡出土第二号木簡



八幡林遺跡出土木簡

・廿八日解所請養老

・□祝 沼垂城

長岡市教委『「八幡林官衙遺跡出土品展」展示解説リーフレット』より

※大化三（六四七）年に築かれた淳足柵が、七十年以上経過した養老年間（七一七〜七二四年）にも存在し、機能していたことが明らかになった。

しかし、最大の関心事である淳足柵の所在地については、現在も不明。

淳足柵について、まずは分かることから考えていこう。

★淳足柵造宮の予兆（ネズミの移動）について

○『日本書紀』大化三（六四七）年是歳条

淳足柵を造り、柵戸を置く。老人ら、相謂りて曰く、「数年鼠の東に向きて行けるは、これ、柵を造る兆しか」という。

↓淳足柵造宮の予兆。なぜ、このような記述を書き加えたのか。類例をみってみる。

《類例》

○『日本書紀』大化元（六四五）年十二月九日条

天皇、都を難波長柄豊碕に遷す。老人ら、相謂りて曰く、「春より夏に至るまでに、鼠の難波に向きしは、都を遷す兆しなりけり」という。

↓難波長柄豊碕宮への遷都の予兆

○『日本書紀』白雉五（六五四）年十二月八日条

この日に、皇太子、皇祖母尊を奉りて、倭河边行宮に遷り居したまう。老者語りて曰く、「鼠の倭の都に向いしは、都を遷す兆しなりけり」という。

↓倭河边行宮への遷都の予兆

・難波や飛鳥への遷都の予兆としてネズミの移動が記されている。

・『日本書紀』の編者は、淳足柵の造宮を遷都と同じレベルの出来事と認識しているようだ。

※淳足柵は、古代の都と同様に、天皇の支配を象徴する施設と考えられていたのではないか。

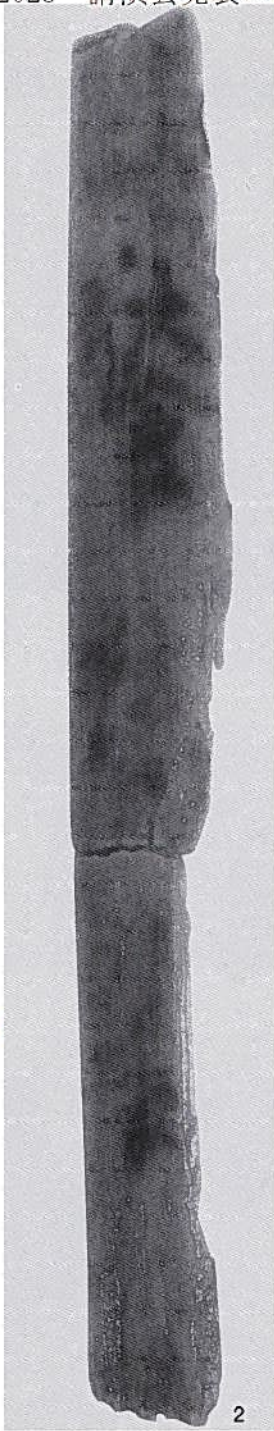
★的場遺跡 (西区) 出土の「狄食」木簡について

狄食

狄食

狄食

狄食



市教委『新潟市的場遺跡』より

- ・ 「狄食」という文字を繰り返して書く習書木簡。
- ・ 「狄食」とは、古代国家に服属して、朝貢してきた蝦夷に対して与えられた食料のこと。

○職員令大国条

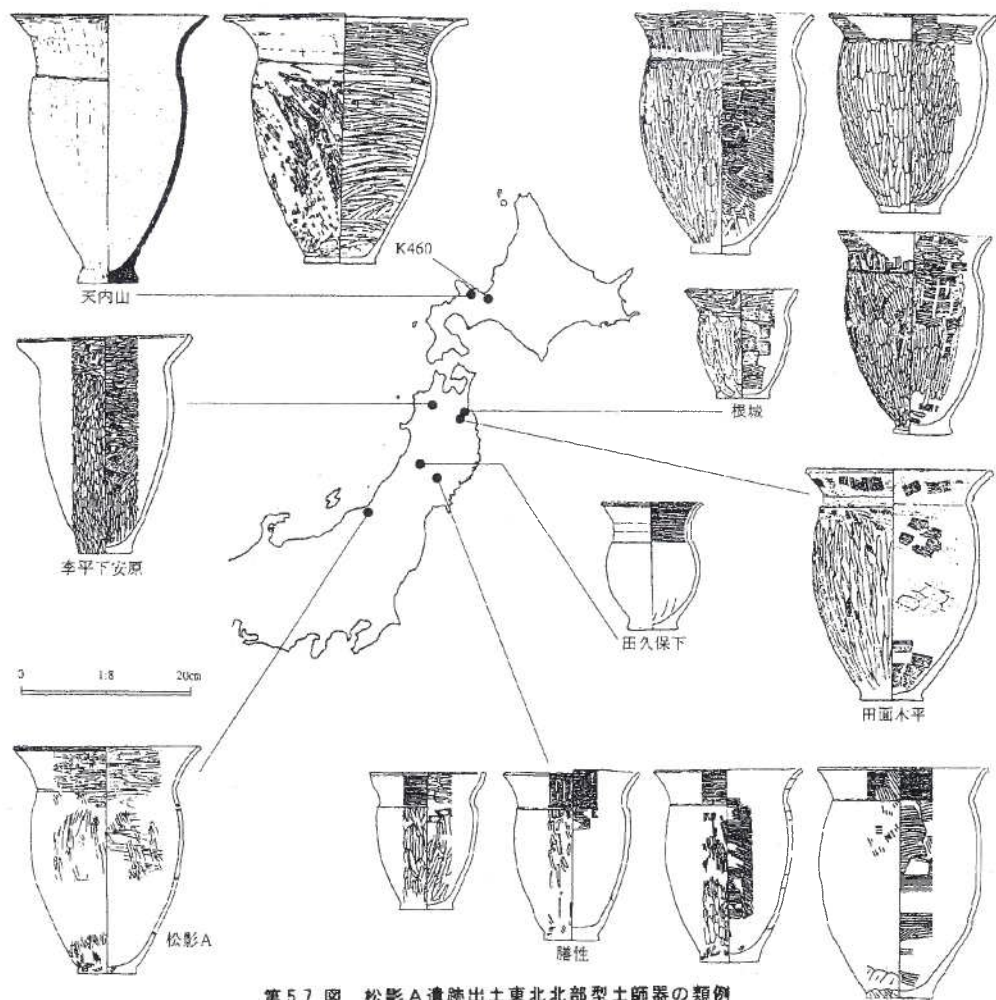
守一人(中略)その陸奥・出羽・越後等の国、兼ねて饗給・征討・斥候を知れ。(以下略)

↓饗給は、服属して朝貢してきた蝦夷に対して食料や物を与えること。

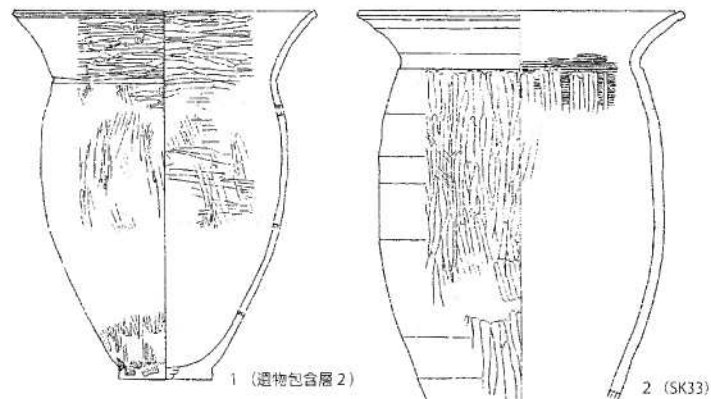
的場遺跡の近くで、蝦夷の朝貢や饗給が行われた場所・施設としては、淳足柵が一番ふさわしい。

※淳足柵では、朝貢や饗給といった蝦夷の服属儀礼が行われていたと考えられる。

※的場遺跡の地で「狄食」という文字を練習していた役人は、淳足柵で行われる蝦夷の服属儀礼にかかわっていたのではないか。



第57図 松影A遺跡出土東北北部型土師器の類例



長い口縁・ミガキ多用・口唇部辺縁を持つ罎（松影A遺跡）

東北北部の特徴をもつ土師器
田中祐樹「柵造営前後の
外来系土器について」より

★ 罎足柵で服属儀礼をした蝦夷について

松影A遺跡（北区）出土東北北部型土師器の類例
加藤学「新潟県における北方系の土師器甕」より

★阿倍比羅夫による北方遠征

○『日本書紀』齊明四（六五八）年四月条
夏四月に、阿倍臣（名を闕せり）船師一百八十艘を率て
蝦夷を伐つ。齧田・淳代二郡の蝦夷、望り怖ぢ降はむと
乞ふ。（以下略）



阿倍比羅夫の北方遠征概念図
新潟県立歴史博物館『越後佐渡の古代ロマン』より

※淳足柵で服属儀礼をした蝦夷の中には、阿倍比羅夫の遠征をきっかけとして古代国家に服属し、東北北部から越後（阿賀北）にやってきた蝦夷もいたのではないか。

2. 古代の新潟の人々が負担した税

★古代の税 (一部)

租…口分田などからの収穫稲の一部。郡家（ぐうけ。役所）の正倉（しょうそう。倉庫）に収納された。

調・庸…さまざまな物品を納める税。都へ運ばれて中央政府の財源となった。

★越後の民衆が負担した調・庸…『延喜式』より

調…白絹・絹・布・鮭

庸…白木韓櫃・狭布・鮭

→・調や庸として鮭を納入するのは越後だけ。

・調や庸として鮭を納入する場合、他の税目として納入する場合よりも、分量が圧倒的に多い。

※法令によると越後からは、毎年、大量の鮭が都へ納入されていたようだ。

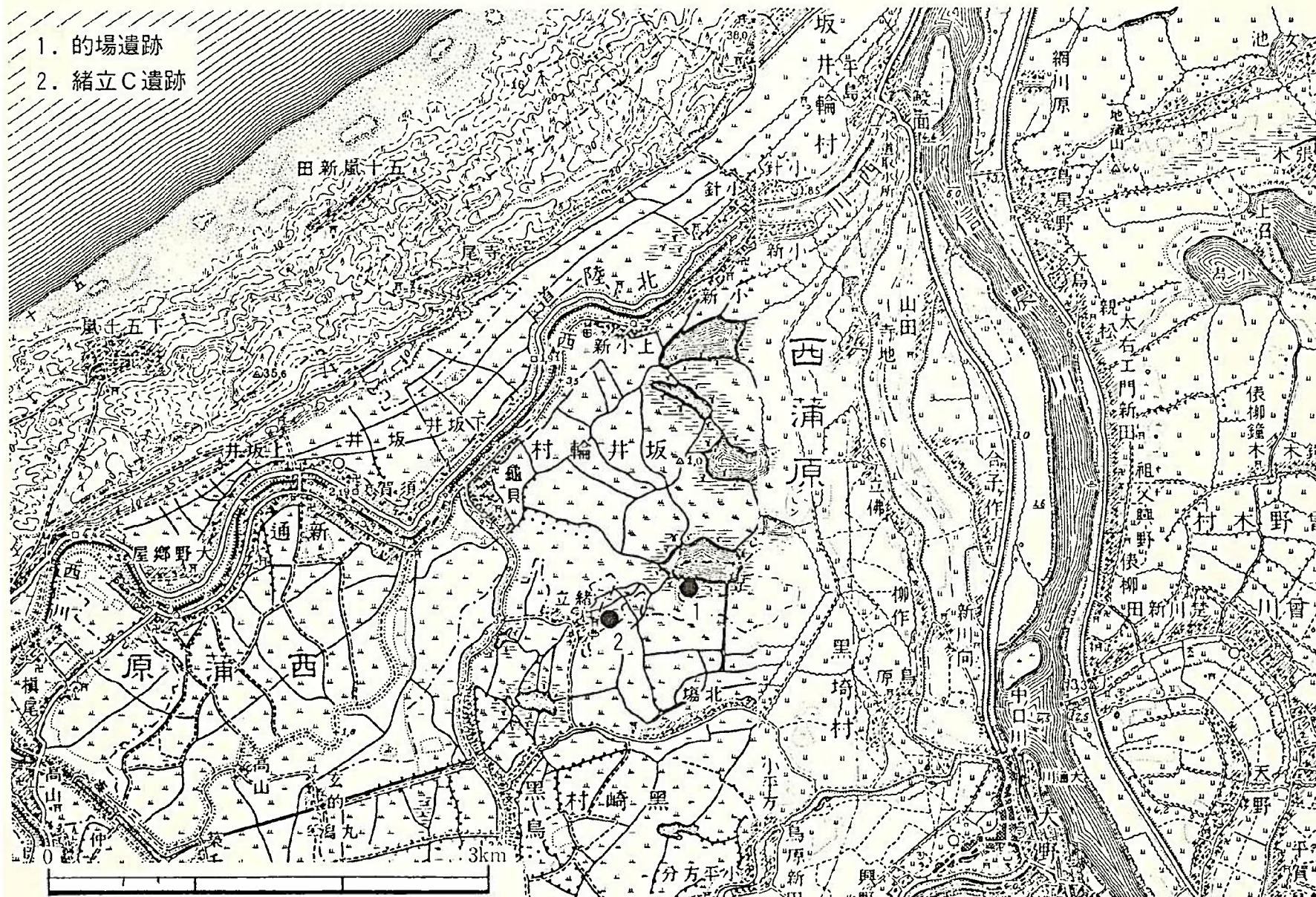
→実際はどうだったのか。

税目	品目	1人当たりの輸 貢量	貢進国
調	鮭	20隻	越後
庸	鮭	10隻	越後
中男作物	楚割鮭	2斤8両	越中・信濃
中男作物	内子鮭	1隻	越後
中男作物	鮭	2隻 (小は3隻)	規定なし
中男作物	鮭背腸	1斤8両	越後・越中・信濃
中男作物	鮭鮓	8斤	越中
中男作物	鮭子	3斤8両	越後・越中・信濃
中男作物	鮭氷頭合作	1斤10両	越後・越中・信濃

鮭 (調・庸・中男作物) の1人当たりの輸貢量と貢進国 『延喜式』主計上による

品目	貢進国	貢進形態	輸貢量 (年間)
楚割鮭	信濃	1荷9籠。籠別6隻	54隻
楚割鮭	越後	8籠80隻→1籠は10隻	80隻
生鮭	若狭	3担13隻3度→1担は4～5隻	39隻
生鮭	越前	3担12隻3度→1担は4隻	36隻
生鮭	丹波	3担6隻3度→1担は2隻	18隻
生鮭	丹後	3担12隻3度→1担は4隻	36隻
生鮭	但馬	3担12隻3度→1担は4隻	36隻
生鮭	因幡	3担12隻3度→1担は4隻	36隻
鮭児	越前	記述なし	—
鮭児	越後	4麻笥。麻笥別1斗	4斗
氷頭	越前	記述なし	—
氷頭	越後	4麻笥。麻笥別1斗	4斗
氷頭	丹後	1壺→量は不詳	不詳
氷頭	備前	10缶2度→量は不詳	不詳
背腸	越前	記述なし	—
背腸	越後	4麻笥。麻笥別1斗	4斗
背腸	丹後	1壺→量は不詳	不詳

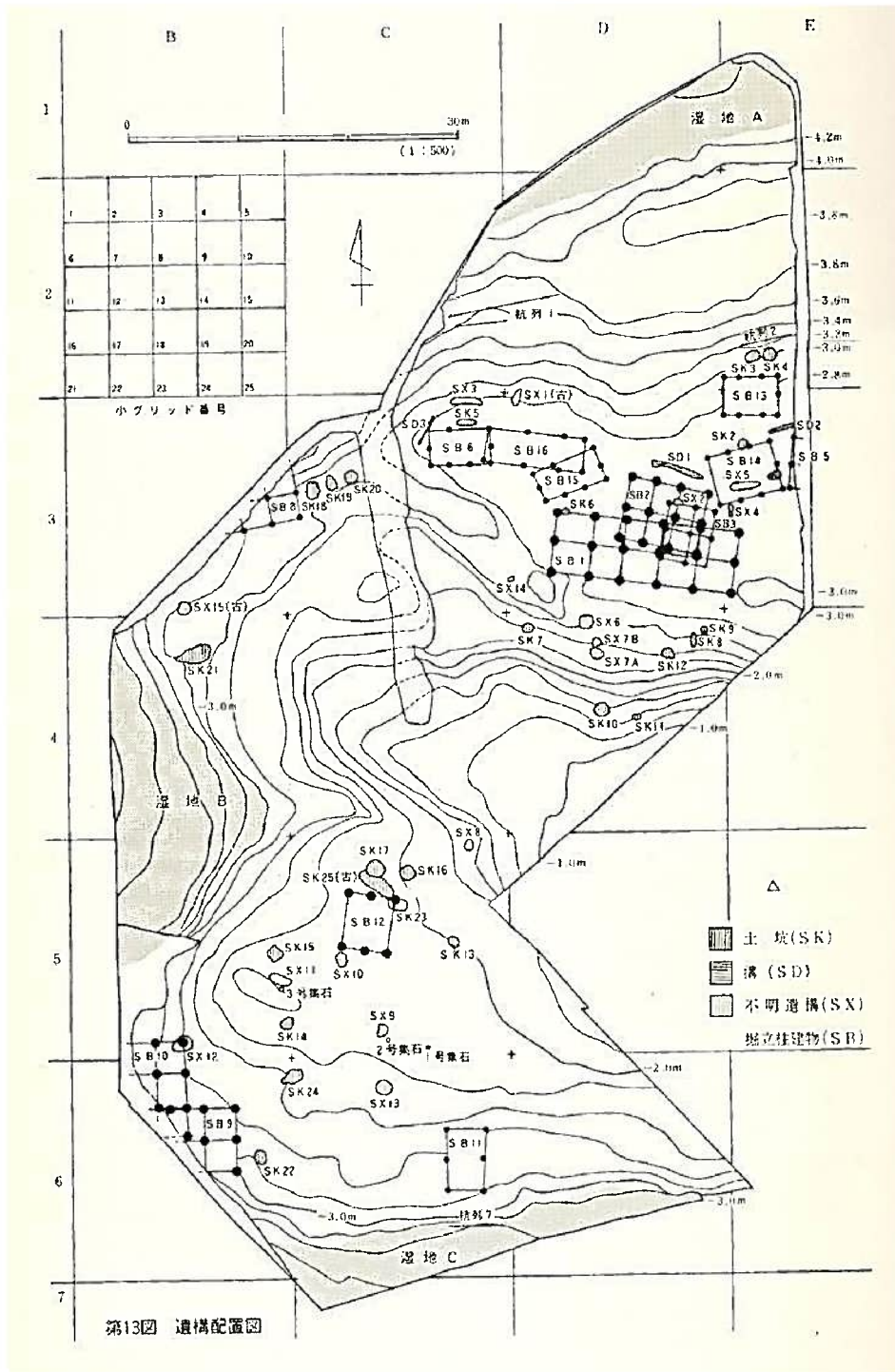
鮭 (贄) の貢進国・貢進形態と年間輸貢量 『延喜式』内膳司による



遺跡周辺の地形図 1. 的場遺跡 2. 緒立C遺跡 帝国陸地測量部1/5000地形図「内野」(大正3年版)・「新潟」(昭和9年版)を縮小 西蒲原郡坂井輪村は現新潟市

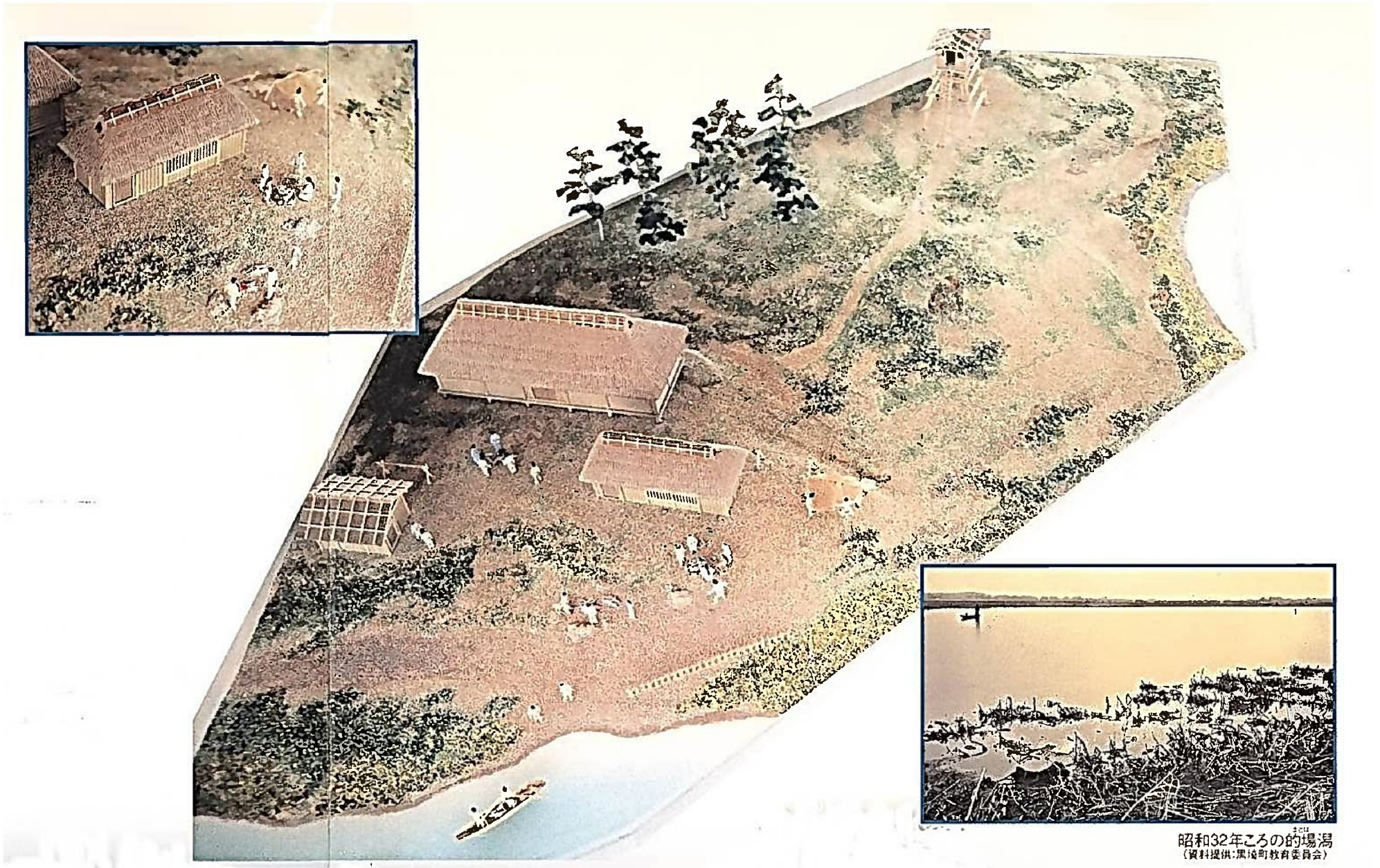
的場遺跡の位置 市教委『新潟市的場遺跡』より

的場遺跡遺構配置図

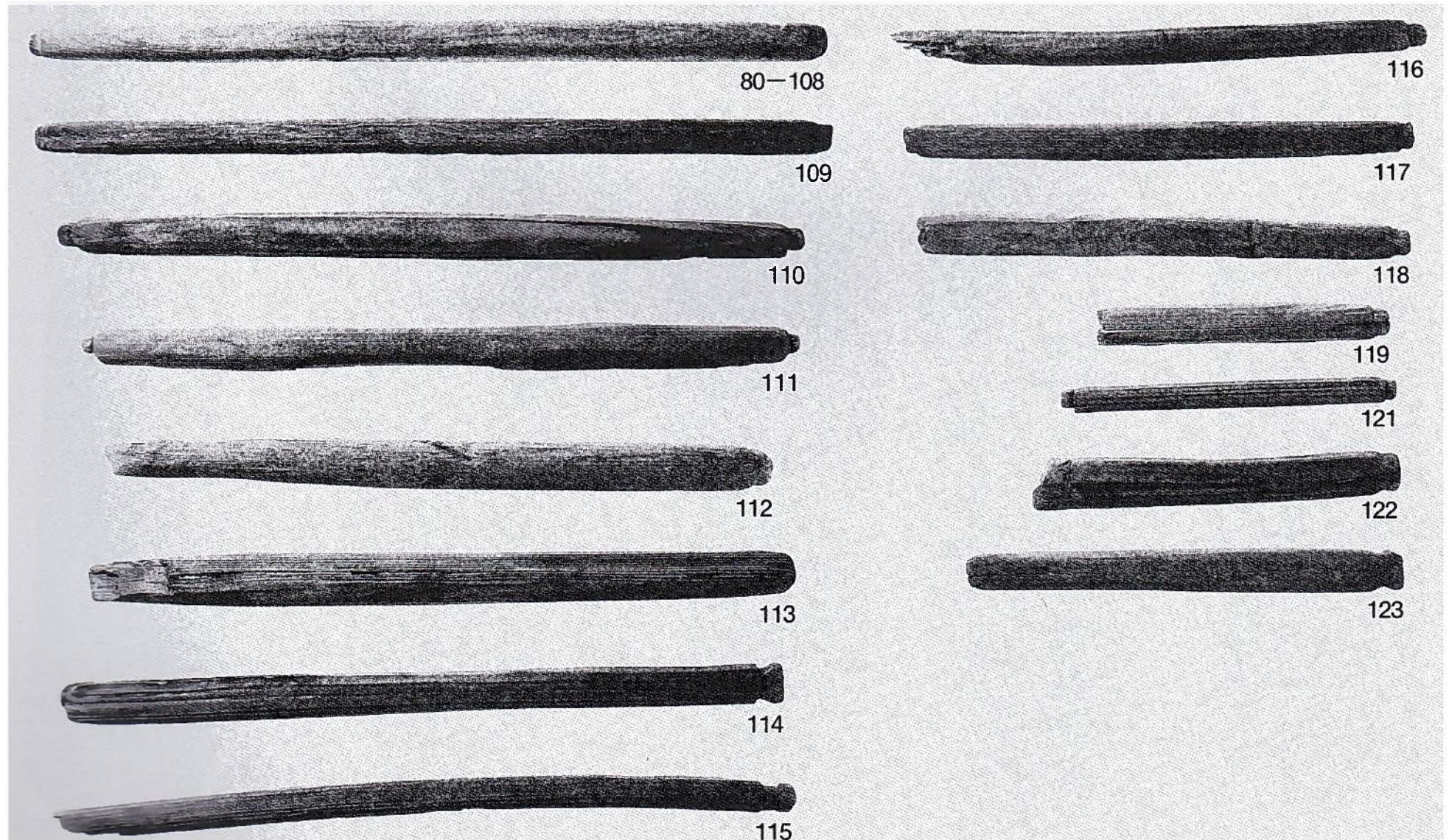


市教委『新潟市的場遺跡』より

第13図 遺構配置図



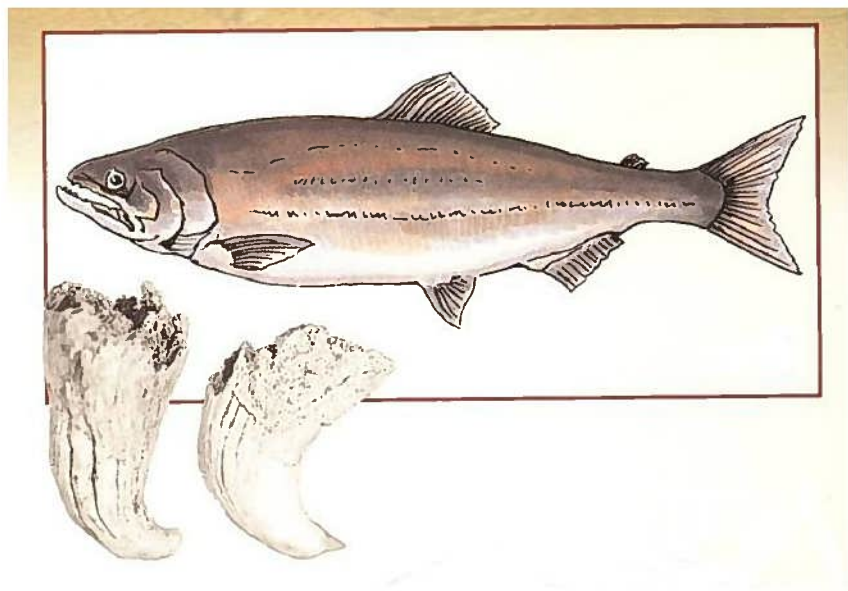
的場遺跡復元模型 市教委『史跡的場遺跡』パンフレットより



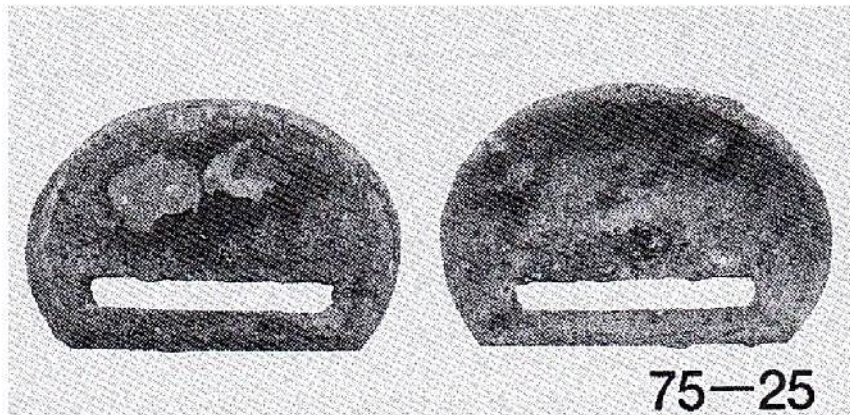
的場遺跡出土の浮き 市教委『新潟市的場遺跡』より



的場遺跡出土の土錘 新潟市『新潟市の遺跡』より

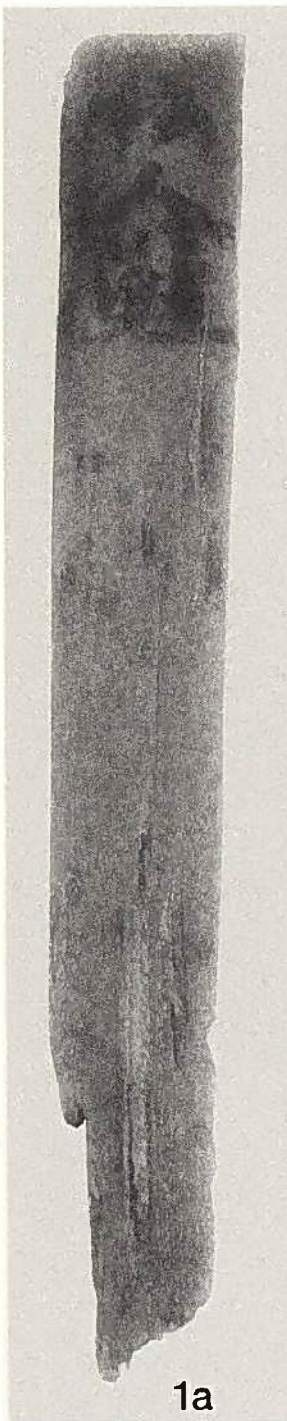
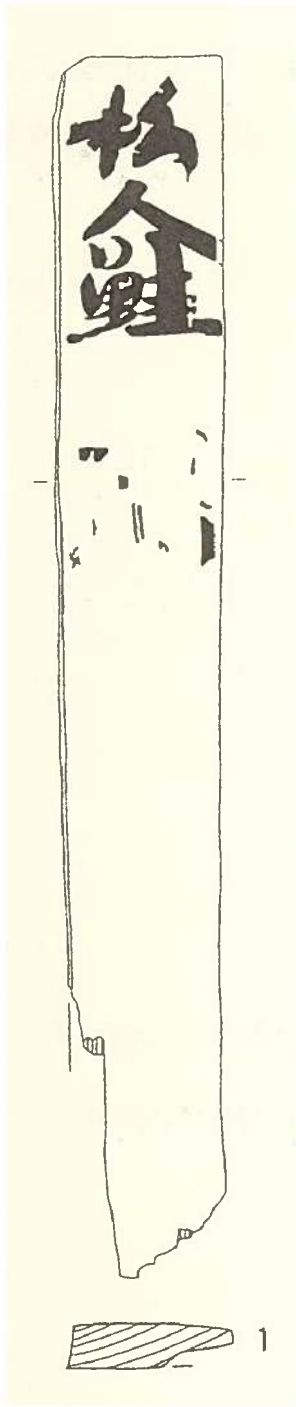


的場遺跡出土の鮭の歯
市教委『史跡的場遺跡』パンフレットより



的場遺跡出土の帯金具
市教委『新潟市的場遺跡』より

「枚」は「杉」の異体字。杉人（人名）が納めた鮭に付けられた荷札か。



○的場遺跡出土1号木簡
市教委『新潟市的場遺跡』より
「枚 人 鮭」

★的場遺跡についてのまとめ

※大量の漁具の出土、木簡、帯金具の出土

→的場遺跡は官営の漁業基地の遺跡とみられる。

※国や郡の役人が主導して、遺跡周辺の人々を動員し、大規模に漁業を行っていたのではないか。

※「杉人鮭」木簡の出土

→秋には大量の鮭が獲られ、その鮭が加工（塩引き？）されて、調や庸として、毎年、都に納入されていたのであろう。

※的場遺跡から出土した「杉人鮭」の木簡や大量の漁具は、調や庸として都に納められた品物が、地域でどのように調達されていたのかという、これまでよくわかっていなかったことを明らかにした。

★地域における調庸調達の建前

○賦役令1調絹絶条

凡そ調の絹、絶、糸、綿、布は、並に郷土の所出に随へよ。正丁一人に、絹、絶八尺五寸。六丁に疋成せ。長さ五丈一尺、広さ二尺二寸。(中略)糸八両、綿一斤、布二丈六尺。並に二丁に絢、屯、端成せ。端の長さ五丈二尺、広さ二尺四寸。(以下略)

↓調として都へ納める物品について、一人当たりの負担量が定められている。

○平城宮跡出土の志摩国の荷札木簡

『日本の美術』一六〇号より



「く志摩国志摩郡伊雑郷□理里 へ戸主大伴部小咋海藻六斤ノ養老二年四月三日」

↓荷札木簡には税を負担した人の住所や名前が書かれている。

※これらのことからすると、調や庸として納められた物品は、納税者一人一人が自分の負担する分を出して、それを役人が取りまとめて都へ納入したようにみえる。

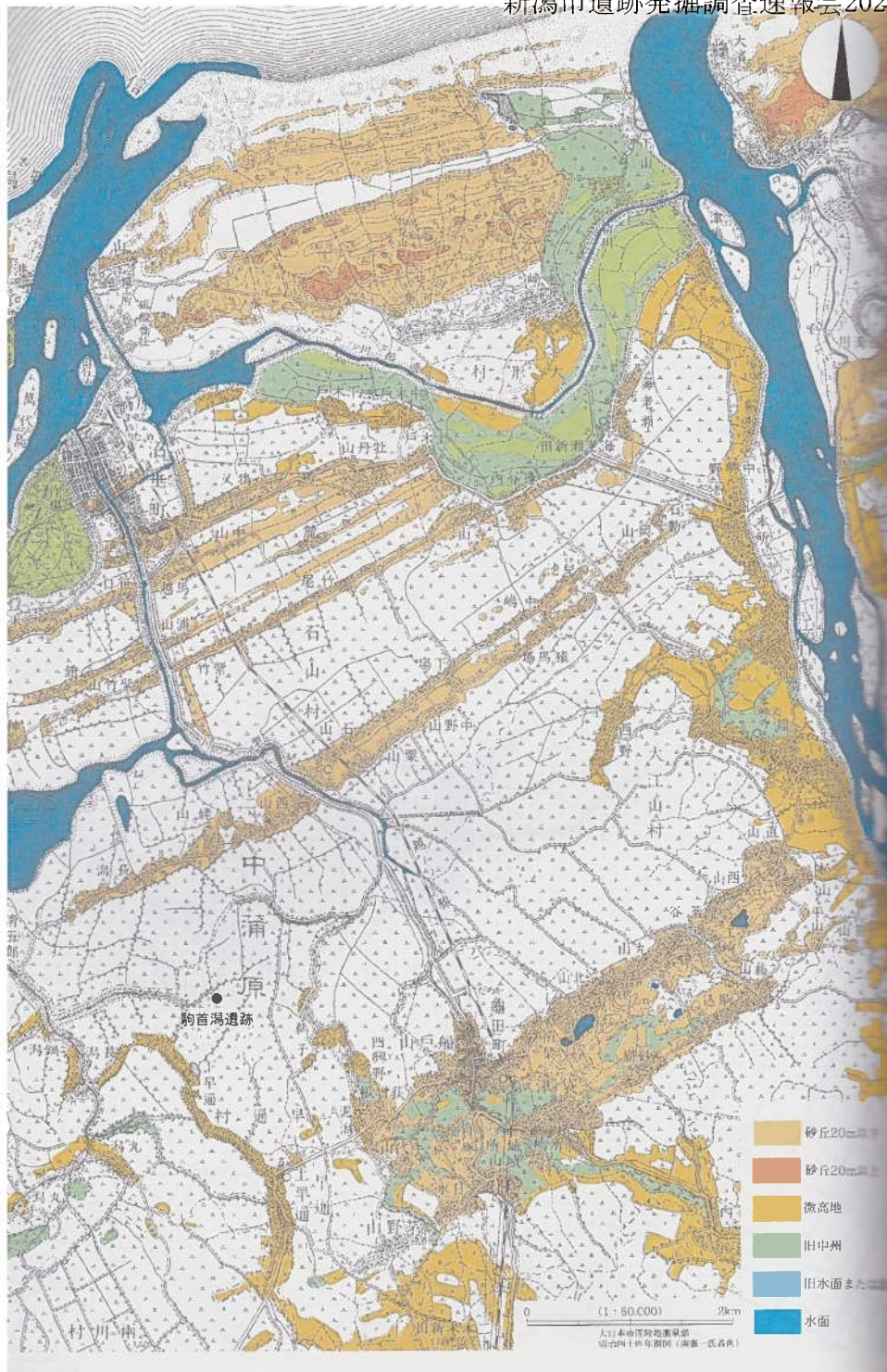
3. 時代を動かす富豪層の出現

★9世紀以降の変化

- ・ 律令制の機能不全…戸籍の作成が滞りがち
税（調や庸など）の粗悪・違期・未進
- ・ 自然災害の頻発…地震、干ばつ、疫病など
 - 地域社会における民衆の階層分化がすすむ
新たに勢力を拡大させた人々（= **富豪層**）の出現

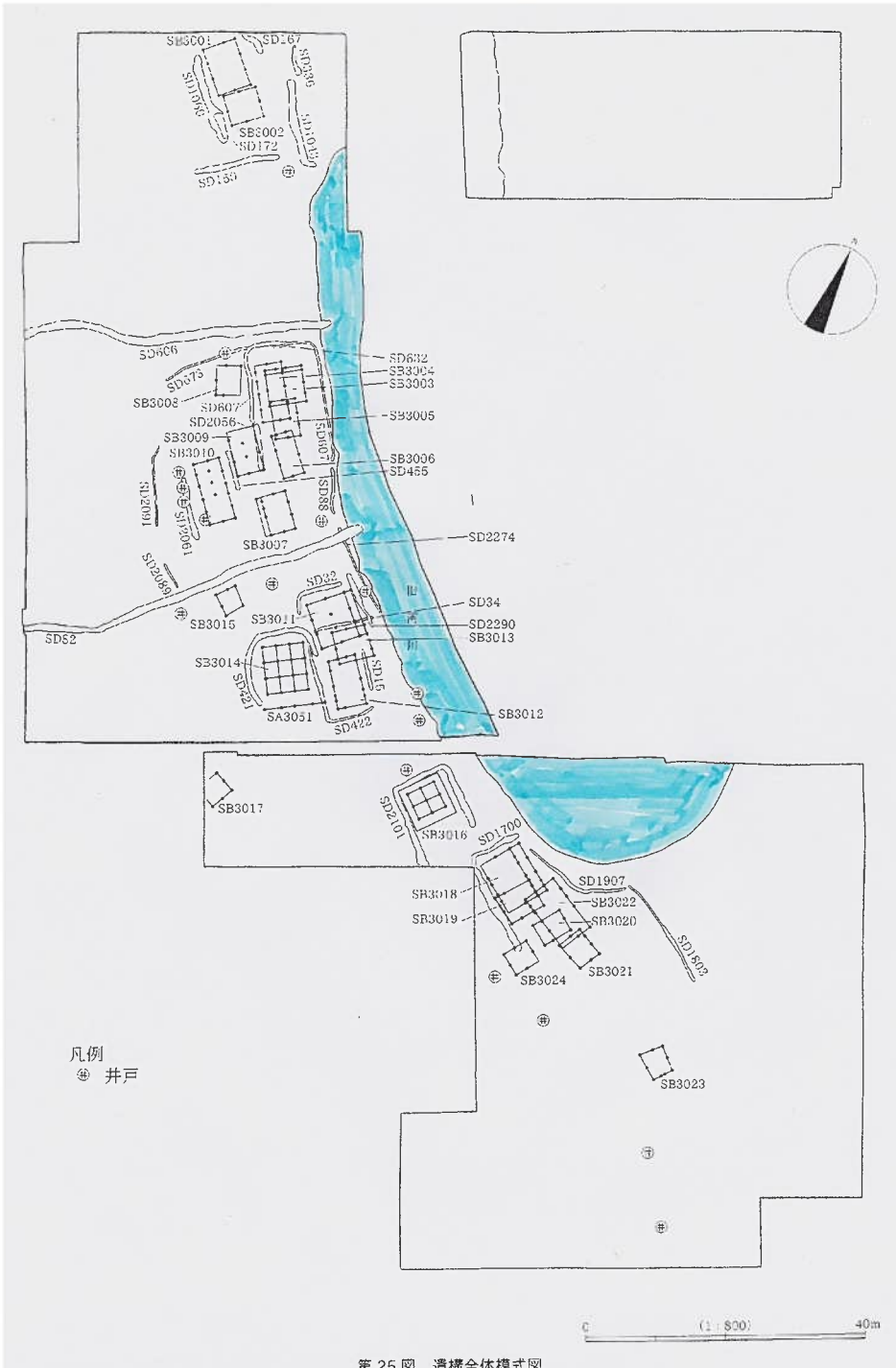
- ※ 古代の新潟の地における富豪層の存在を示す出土文字資料
 - 駒首潟遺跡（江南区）出土3号木簡

駒首潟遺跡 (江南区) の位置



市教委『駒首潟遺跡第3・4次調査』より

駒首潟遺跡遺構全体模式図



市教委『駒首潟遺跡第3・4次調査』を一部改変

第25図 遺構全体模式図

駒首潟遺跡出土1号木簡



市教委『駒首潟遺跡第3・4次調査』より

【釈文】

□我我我我	衆衆衆衆	衆	衆	衆衆	衆
□佛佛佛佛	佛佛佛佛	我	佛佛佛	佛佛佛佛	佛佛佛佛
□羽臣家麻三	□足羽臣家麻	□見見見見	見見見見	見見見見	見見見見
道道道道是是	是是是是是是	是	佛	佛	是見是是

- ・ 同じ文字を繰り返し返して書いて文字の練習をした習書木簡。
- ・ 「我」「衆」「佛」「是」などの文字の内容からすると、
 經典（お経）を手本として文字の練習をしたのか。
- ・ 「足羽臣」というウジ名（氏族名）が記されており、**越前**
国足羽郡から移住してきた人々が遺跡の周辺にいたこと
うかがえる。

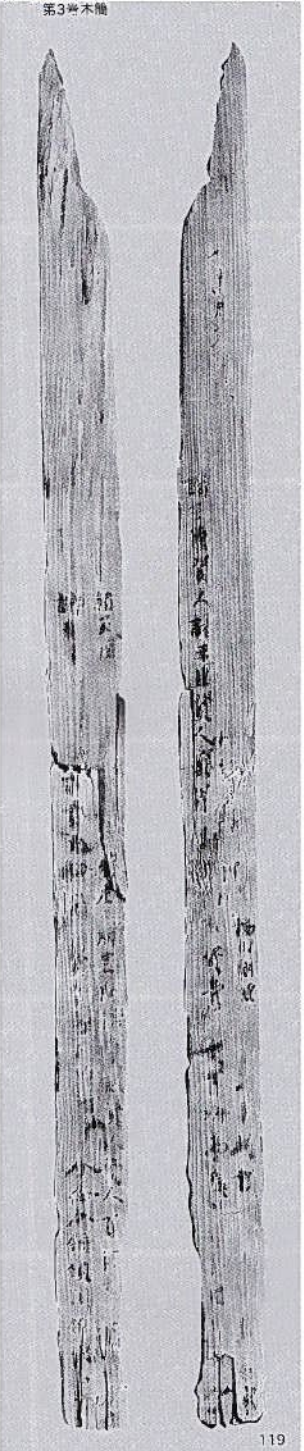
同木簡部分拡大



「足羽臣」

市教委『駒首潟遺跡第3・4次調査』より

駒首潟遺跡出土3号木簡



市教委『駒首潟遺跡第3・4次調査』より

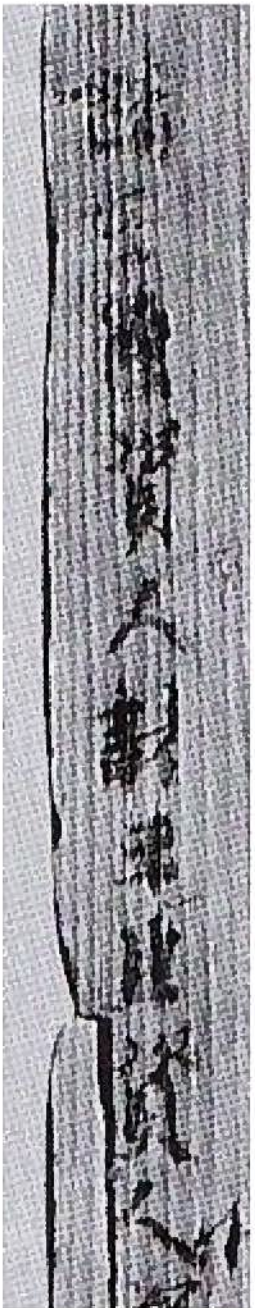
【釈文】

・ 「(高カ) 〇〇〇〇〇〇〇〇
 諸王臣資人諸王臣資人資資 〇〇〇〇田〇〇臣 〇〇〇〇家
 〔家カ〕
 〔朝カ〕
 〔費カ〕
 諸王臣資人 〇〇庄大納言阿倍大夫殿資人資人百〇乙〇下次田連 〇
 諸王臣資人 〇〇〇〇〇〇〇〇 資資子 〇〇子 介 〇〇領領領領 〇三〇〇
 〔念介カ〕 〔従カ〕

- ・ 同じ文字を繰り返し記す習書木簡。
- ・ 「諸王臣資人」「大納言阿倍大夫殿」「次田連」などの語句が書かれているので文書の下書きか。

同木簡部分拡大

「諸王臣資人諸王臣資人」



「大納言阿倍大夫殿」



★「大納言阿倍大夫殿」とは誰か？

・阿倍氏出身の大納言就任者…『公卿補任』による

①阿倍朝臣御主人

大宝元（701）年3月21日任。同日任右大臣。

②阿倍朝臣宿奈麻呂

養老2（718）年3月3日任。養老4年正月10日薨。

③安倍朝臣安仁

天安元（857）年4月18日任。貞観元（859）年4月23日薨。

→駒首潟遺跡は9世紀後半の遺跡。

「大納言阿倍大夫殿」とは安倍朝臣安仁のこと。

3号木簡の年代は857～859年に限定できる。

★「資人」とは何か

- ・ 貴族や皇族の警護をしたり、雑務に従事したりする従者のこと。
- ・ 駒首潟遺跡出土3号木簡に「阿倍大夫殿資人」と書かれていることから、時の大納言安倍安仁の資人（＝従者）になった人が、遺跡の周辺にいたことが明らかになった。

★9世紀の資人

- ・ 都に行かずに地元にとどまり、「自分は都の王臣家の関係者だ」と言って大きな顔をして、国司や郡司などの地方役人と対立して、税の納入を拒否したり、騒動を起こしたりする者が現れる。

→このような人たちが「富豪層」

富豪層は、都の王臣家（皇族や貴族）と結託して、王臣家の資人（従者）となり、「自分のバックには都の王臣家が付いているんだ」と言って地方役人と対立して税を納めなかったり、騒動を起こしたりするようになる。

→越後における事例…越後守紀有世襲撃事件（902年）

★越後守紀有世（きのありよ）襲撃事件

○『日本紀略』延喜二（九〇二）年九月二十日条

推問使を越後国に遣わす。彼の国守紀有世、藤原有度のために落髪着鉗の由。

○『春記』長久元（一〇四〇）年五月一日条

昔の聖代、非常のことあり。延喜二年、越後守有世、州民のため捕獲せられ、搏打され、剃髪、着駄をなす。

・越後守（国司の長官）の紀有世が藤原有度という人物によって髪を剃られ、首枷（くびかせ）をはめられたという事件。

・『春記』では「州民」（地元の民衆）によって捕らえられ、打ちたたかれ、髪を剃られ、足枷をはめられたとある。

↓「州民」のなかには富豪層も含まれていたであろう。

藤原有度は「藤原」という氏族名からすると土着貴族と考えられる。

※この事件は、土着貴族である藤原有度に率いられた地元の富豪層によって越後守紀有世が襲撃されたという事件。

※土着貴族・富豪層 ⇄ 国司 という対立の構図

※このような対立・抗争は、同じころの武蔵や常陸でもあった。



新保遺跡（上越市柿崎区）でみつけた古墓

県教委・埋文事業団『新保遺跡』より

- ・ 木棺を槨で囲い、木棺と槨の間に木炭を多量に詰める「木炭槨木棺墓」という葬法。
- ・ 古墓の時期は9世紀中～後半。9世紀末～10世紀前半には大型建物（SB13）あり。
- ・ 類例は、京都府西野山古墓、長野古墓など畿内を中心に検出される。

→京の風習を知っている人。土着貴族の存在を示しているのではないか。

★武蔵国における対立・抗争と越後国

○武蔵国における対立の構図

武蔵武芝（足立郡司） ⇕ 興世王（権守） ・ 源経基（介）

*土着貴族である平将門は、武蔵武芝の側に立ってこの対立・抗争に介入する。

○国司の悪政を告発する方法

『将門記』承平八（九三八）年二月
（前略） 仍て国の書生ら越後国の風を尋ねて、新たに不治の悔過一卷を造り、庁の前に落とす。事はみな此の国郡に分明なり。（以下略）

↓武蔵権守・介らの悪政に対して、国書生らは、かつての越後国のやり方にならって告発状を作り、故意に国庁の前に落とすとして、国内に知らしめた。

*越後守紀有世襲撃事件の際に、このような方法で国司の悪政を国内に知らしめるといことが行われたのではないか。

※武蔵・常陸における対立・抗争は、こののち、平将門の乱へと展開していき、中世の武士の時代へと続いていく。

※地方での対立・抗争の一方の当事者となった富豪層は、古代から中世へと、時代を動かす原動力になったといえる。

※駒首瀧遺跡3号木簡はこのような富豪層が越後にもいたことを明らかにした。

おわりに

○林付遺跡（西蒲区）出土「川井庄」墨書土器

→文献史料には登場しない未知の荘園の存在が明らかになった。

○岡崎遺跡（江南区）出土「羽咋」墨書土器

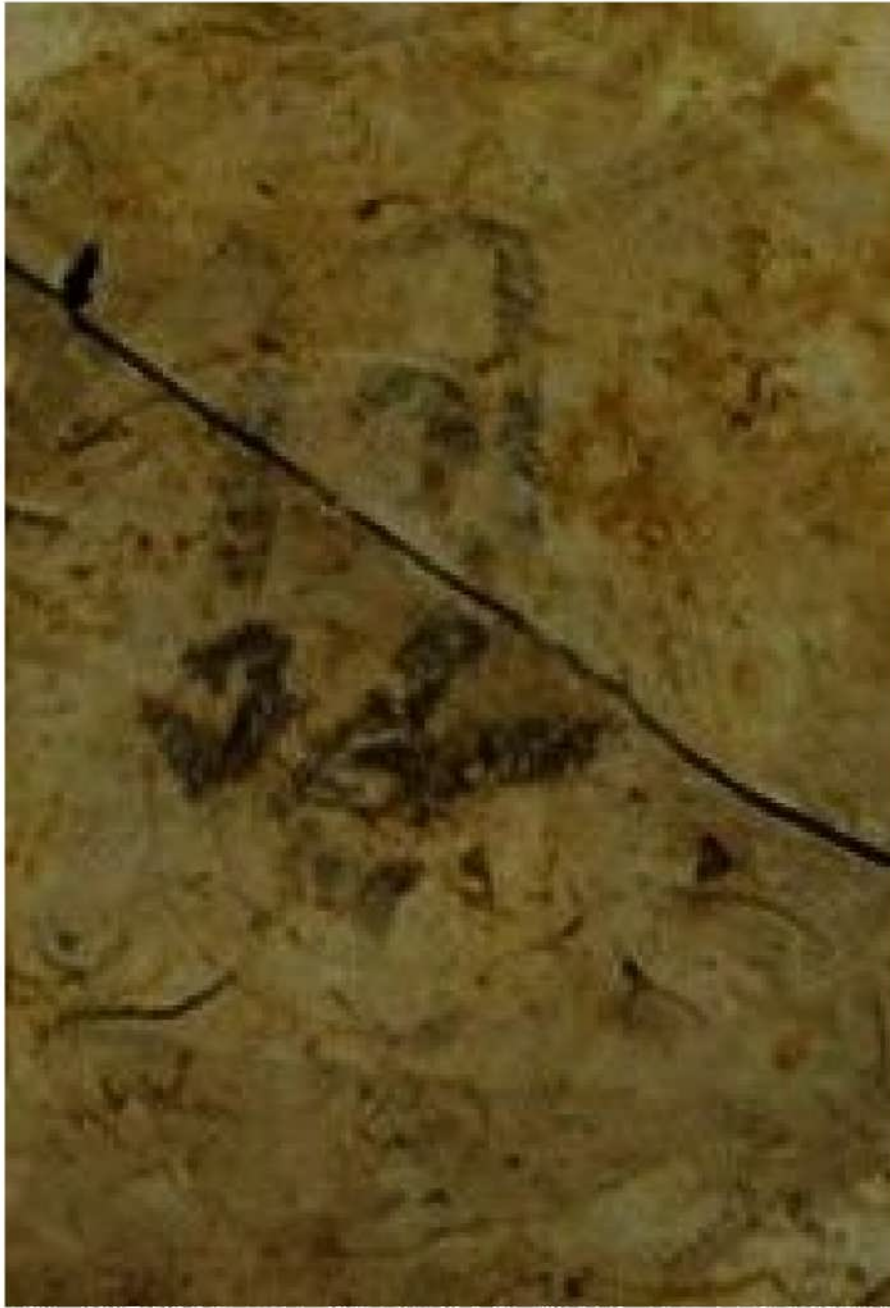
→古代における越後と能登とのつながりを示す。

今後も新たな出土文字資料の発見によって、より詳細な古代の新潟の姿が明らかになることが期待される。

林付遺跡 (西蒲区) 出土「川井庄」墨書土器



コントラストを強調した。



岡崎遺跡 (江南区) 出土の「羽咋」墨書土器